

Management Information

連載 会計実務概論「病医院会計のすべて」

第 2 部 病院会計制度概論

第 10 章 キャッシュ・フロー計算書の様式

10-1 利益とキャッシュ・フロー

10-1-4 資金の動きのない取引の場合（承前）

ほとんどの取引が現金によっておこなわれるのであれば、この差は小さいものであったかもしれない。しかし、現在では現金を含まない取引が頻繁におこなわれるので、利益とキャッシュ・フローの差を理解することはますます重要となってきたのである。

したがって、損益計算書と貸借対照表からだけでは読み取ることのできない、当期に資金を何に使い（キャッシュ・アウトフロー）、そしてどのように資金を得たのか（キャッシュ・インフロー）を明らかにするキャッシュ・フロー計算書を理解し、作成できることが重要となってきたのである。

これまでは、一般企業と比較して、病院の経営においてキャッシュ・フロー経営という考え方はそれほど普及していなかったといえよう。しかし、費用および収益から計算される利益を注視しなくてはならないのと同様に、病院の経営においても日々の取引を現金を中心とした資金でおこなっているという点は一般企業と差はなく、今後ますます病院の経営においてもキャッシュ・フローを注視すべきであろう。

10-1-5 キャッシュ・フロー計算書の作成目的

一般企業のキャッシュ・フロー計算書の作成基準である、連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準では、その作成目的を次のように定めている。

【連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準】

第一 作成目的

連結キャッシュ・フロー計算書は、企業集団の一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を報告するために作成するものである。

なお、連結とは企業集団のことをさすが、集団ではなく 1 社のみをさす個別のキャッシュ・フロー計算書の作成基準に関しては、上記の連結キャッシュ・フロー計算書の作成基準に準じて作成されるものとされている（連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準）。

<続く>

（井出健二郎著「病医院会計のすべて」日本医療企画より）

全世代対応型の持続可能な
社会保障制度

政府は、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度」を構築するための健康保健法の一部改正の法律案を閣議決定しました。

◇改正の概要

1. こども・子育て支援の拡充

詳細省略

2. 高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し

詳細省略

3. 医療保険制度の基盤強化等

① 都道府県医療費適正化計画について、計画に記載すべき事項の充実など

② 都道府県が策定する国民健康保険運営方針の運営期間を法定化（6 年）し、医療費適正化や国保事務の標準化・広域化の推進に関する事項等を必須記載とするなど

4. 医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化

① かかりつけ医機能について、情報提供の強化や、かかりつけ医機能の報告に基づく地域での協議の仕組みを構築するなど

② 医療・介護サービスの質の向上を図るため、医療保険者と介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施することとし、介護保険者が行う当該事業を地域支援事業として位置付ける。

③ 医療法人や介護サービス事業者に経営情報の報告義務※を課し当該情報に係るデータベースを整備する。※2025 年 4 月からの予定

④ 地域医療連携推進法人制度について一定の要件のもと個人立の病院等や介護事業所等が参加できる仕組みを導入する。

⑤ 出資持分の定めのある医療法人が出資持分の定めのない医療法人に移行する際の計画の認定制度について、期限の延長（令和 5 年 9 月末→令和 8 年 12 月末）等を行う。